

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>我が国においては、外国法人等が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である(総合主義)。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)に関する所要の税制措置を講じること。具体的には、外国法人等の申告対象を恒久的施設(PE)に帰属する所得に限定すること。</p> <p>なお、PEに帰属する所得の範囲については、本支店間の取引を認識することを前提とするOECDのアプローチ(AO A)を踏まえて見直しにあたり、金融機関への影響を十分に考慮すること。</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 所得税法 164 条 1 項 1 号、法人税法 141 条 1 号 </div>		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位: 百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、国際課税原則をグローバル・スタンダードに合わせて帰属主義に変更し、我が国金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際課税原則については、OECD加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている(帰属主義)。</p> <p>しかしながら、我が国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である(総合主義)。このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況である。</p> <p>我が国においても、国際課税原則を見直し、総合主義を帰属主義に変更することにより、対内投資の阻害要因を除去し、我が国金融・資本市場の魅力を高める必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
	政策の達成目標	対内投資の阻害要因を除去することにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	恒久的施設を有する外国法人等によって活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	恒久的施設を有する外国法人等によって活用されることにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	OECD加盟国がほぼ一致して採用する国際課税原則と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
	ページ	2-2

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず。
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	平成 23 年度からの継続要望である。